

草津市スポーツ少年団 資格取得支援補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、草津市スポーツ少年団のチーム関係者が、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）公認スポーツ指導者制度における公認スポーツ指導者（スタートコーチ（ジュニア・ユース））（以下「資格」という。）の資格取得・更新に補助金を交付することにより、スポーツ少年団のスポーツ活動において、こどもたちにスポーツ・運動（遊び）の楽しさ、安全・安心な活動を提供することのできるスポーツ指導者の増加・確保に寄与することを目的とする。

(補助の対象および金額)

第2条 補助金の対象は資格の取得・更新の為の養成講習会および資格更新研修会（以下「講習会」という。）に係る次の号に定める経費とする。

(1) 資格の新規取得に係る経費の内、講習会の要項に記載の受講料、教材費等（オンライン学習利用料、教材代、専門科目テキスト代）および、登録料の合計額に1/2を乗じた額（ただし、一人当たり上限額9,950円）とする。

(2) 本部長が適当であると認めた公認スポーツ指導者資格の更新に係る経費の内、講習会の要項に記載の受講料と登録料の合計額に1/2を乗じた額（ただし、一人当たり上限額5,500円）とする。

(交付対象者)

第3条 資格の取得または更新に必要な講習会のカリキュラムを受講し、JSPOから資格の認定を受けた者、かつ認定年度においてスポーツ少年団登録システムにて「指導者」として登録が完了している者。（ただし、JSPOへの支払いをJSPOの指定する期間内に収めた者）

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、受講年度の8月31日までに草津市スポーツ少年団 資格取得支援補助金交付申請書（別記様式1）（以下「申請書」という。）を本部長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 本部長は、申請書を提出した者に、その内容が適当であると認めた場合は、補助対象の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。
ただし、補助金交付年度の草津市スポーツ少年団の予算状況により、交付対象の決定の取り消し、又は変更をすることがある。

(完了報告及び請求)

第6条 前条の補助対象の決定を受けた者は、JSPO から認定証を受け取った日から30日以内に補助金請求書（別記様式2）（以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 認定証（写し）
- (2) 登録料の支払確認ができる書類（写し）
- (3) 受講した講習会の内容が確認できる書類（要項等）

(交付方法)

第7条 本部長は、前条の請求書が提出された後、額の確定を行い補助金を交付する。

(交付決定の取消または補助金の返還)

第8条 本部長は、申請者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部または一部取消、およびすでに交付した補助金の全部または一部について、期限を定めて返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告または不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他、本部長が不相当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

なお、この要綱は令和7年4月1日に遡及って適用するものとし、令和7年度以降に資格が認定された者を補助金交付対象とする。

ただし、令和7年度に資格が認定されたものにおいては、第4条の交付申請において受講年度は認定年度に読み替える。